

汚染された区域に指定された土地

土壌汚染対策法(以下「法」という。)に基づく土壌調査の結果、指定基準に適合せず、土壌の汚染があると認められた土地については、横浜市報での公示をもって汚染された土地として区域に指定されます。ここでは指定されている区域、解除された区域、指定予定の区域を含めた一覧を示しています。なお、ホームページでは個別の区域の台帳の鑑及び案内図のみ公表しています。より詳細な情報については窓口で閲覧することができます。

最終更新日: 令和7年6月25日

閲覧上の注意事項
○ この結果は横浜市が、土壌汚染の存在の有無等を保証するものではありません。
○ 横浜市は、本台帳の利用によって発生した直接又は間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。
○ このページの掲載内容は、最新の情報でない場合があります。最新の情報は、「台帳閲覧場所」で閲覧して下さい。当ページと「台帳閲覧場所」で閲覧できる台帳の記載事項が異なる場合は、「台帳閲覧場所」で閲覧できる台帳の記載事項が優先されるものとします。
○ リストに掲載されていても、個別の土地の台帳の詳細が調製中場合があります。

【台帳閲覧場所】
横浜市みどり環境局環境保全部水・土壌環境課
住所：横浜市中区本町6丁目50番地の10(横浜市役所27階)
電話：045-671-2494

【凡例】

所在地		届出時の地番で表示しています。住居表示ではありません。
根拠		土壌調査のきっかけが法か条例かにより、そのいずれかの区域に指定されます。
種別	要措置区域	土壌汚染が認められた土地で、土壌汚染の人への摂取経路があり健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が義務付けられた区域です。
	形質変更時要届出区域(形変区域)	土壌汚染が認められた土地で、土壌汚染の人への摂取経路がなく健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が義務付けられていない区域です。
	指定区域	平成22年改正前の法に基づき土壌調査をした結果、土壌汚染が認められた土地の区域です。(全て指定解除されています。)
	指定予定	速報として掲載しています。周辺の地下水の利用状況等健康被害が生ずるおそれに関する基準の該当性の判断を行った後に、(法・条例)要措置区域又は条例要措置区域のいずれかに指定されます。土地周辺で、飲用に利用されている井戸をお持ちの方は、お手数ですが、水・土壌環境課までお申し出いただきますようお願いいたします。
状況	一部解除	汚染の除去等により、一部の指定の範囲が解除されています。
	全部解除	汚染の除去等により、全ての指定の範囲が解除されています。
	-	区域の指定は解除されていません。
地下水汚染の有無		区域内の土壌が土壌溶出量基準を超過していた場合、横浜市生活環境の保全等に関する条例第68条の2に基づき地下水への影響を調査します。調査の結果、区域内の地下水が法で定める地下水基準を超過していた場合は「あり」、超過していなかった場合は「なし」と記載しています。土壌含有量基準超過のみのため地下水調査対象外の場合は「対象外」、地下水調査が未実施又は区域の外で調査した等の場合は「不明」と記載されています。
備考		埋立地管理区域、埋立地特例区域、自然由来特例区域又は臨海部特例区域に該当する場合、備考欄に記載しています。

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
鶴見区	安善町1丁目 2番1、2番7及び3番1の各一部並びに3番3	法	形変区域	指-083	一部解除	不明	
鶴見区	安善町2丁目 1番1、1番4、1番5及び1番6の各一部	法	形変区域	指-079	－	不明	埋立地管理区域
鶴見区	安善町2丁目 3番の2及び3番の4の各一部	法	形変区域	指-241	－	不明	埋立地管理区域
鶴見区	安善町2丁目 4番1、4番2及び4番5の各一部	法	形変区域	指-156	一部解除	不明	
鶴見区	安善町2丁目 4番7及び4番8の各一部	法	形変区域	指-117	全部解除	－	
鶴見区	市場西中町 572番1の一部	条例	形変区域	条指-018	全部解除	－	
鶴見区	江ヶ崎町 1,570番16の一部	法	形変区域	指-091	一部解除	あり	
鶴見区	江ヶ崎町 1,570番2の一部	法	形変区域	指-068	一部解除	あり	
鶴見区	江ヶ崎町 1,603番2、1,621番、1,622番、1,623番及び1,624番の各一部	法	形変区域	指-202	一部解除	あり	
鶴見区	江ヶ崎町 310番5、310番7、311番1	法	形変区域	指-186	－	あり	
鶴見区	小野町 14番251の一部	条例	形変区域	条指-013	－	なし	
鶴見区	寛政町 106番の一部	条例	形変区域	条指-067	－	なし	
鶴見区	岸谷四丁目 1,412番1の一部	法	形変区域	指-042	全部解除	－	
鶴見区	駒岡二丁目 772番、774番、775番1及び776番の各一部	条例	形変区域	条指-034	－	不明	
鶴見区	駒岡五丁目 1,845番及び1,848番の各一部	法	形変区域	指-077	－	あり	
鶴見区	下野谷町1丁目 3番1の一部	条例	形変区域	条指-045	全部解除	－	
鶴見区	下野谷町3丁目 89番の一部	法	形変区域	指-096	－	対象外	
鶴見区	下野谷町4丁目 145番1及び154番41の各一部	法	形変区域	指-090	一部解除	不明	
鶴見区	尻手三丁目 50番1、52番1、52番2、53番1、53番3、54番1、65番1、65番2及び66番の各一部	法	形変区域	指-100	全部解除	－	
鶴見区	下末吉一丁目 916番の一部	条例	形変区域	条指-001	全部解除	－	
鶴見区	下末吉二丁目 1035番1の一部	法	形変区域	指-200	全部解除	－	
鶴見区	下末吉二丁目 889番2、890番2	法	形変区域	指-006	－	対象外	
鶴見区	末広町1丁目 1番1、1番3、1番4、1番8、1番9、1番23、1番24、2番1、4番1、4番3、4番4、4番6、13番1、13番2、13番3及び13番4並びに小野町65番2、65番20、65番21、65番22、65番23、65番24、65番25、65番26、125番2及び125番7	法	形変区域	指-138	一部解除	不明	指-127を統合 ※一部範囲はシス-1,2-ジクロロエチレンで指定
鶴見区	末広町1丁目 1番11	法	形変区域	指-214	－	なし	
鶴見区	末広町1丁目 6番1、6番2及び6番4の各一部	法	形変区域	指-228	－	不明	
鶴見区	末広町1丁目 6番1、6番2及び6番4の各一部	条例	形変区域	条指-036	－	あり	
鶴見区	末広町1丁目 7番2及び9番2の各一部	法	形変区域	指-225	－	なし	
鶴見区	末広町1丁目 7番7及び7番16の各一部	法	形変区域	指-022	－	あり	
鶴見区	末広町1丁目 9番2の一部	条例	形変区域	条指-042	全部解除	－	
鶴見区	末広町2丁目 1番5、2番17の各一部	法	形変区域	指-133	－	あり	
鶴見区	末広町2丁目 4番1の一部	法	形変区域	指-063	－	なし	
鶴見区	末広町2丁目 4番1の一部	条例	形変区域	条指-014	全部解除	－	
鶴見区	末広町2丁目 4番1及び4番5の各一部	条例	形変区域	条指-020	－	なし	
鶴見区	大黒町 14番1の一部	法	形変区域	指-128	－	あり	
鶴見区	大黒町 18番14の一部	条例	形変区域	条指-046	全部解除	－	
鶴見区	大黒町 18番15及び18番46の各一部	法	形変区域	指-230	－	不明	
鶴見区	大黒町 18番17の一部、18番18、18番51の一部	法	形変区域	指-218	－	不明	埋立地管理区域
鶴見区	大黒町 1番の一部	法	形変区域	指-035	－	あり	
鶴見区	大黒町 20番1の一部	法	形変区域	指-125	一部解除	あり	
鶴見区	大黒町 20番1の一部	条例	形変区域	条指-035	－	なし	
鶴見区	大黒町 35番2の一部	条例	形変区域	条指-058	－	あり	
鶴見区	大黒町 36番19	法	形変区域	指-201	一部解除	なし	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
鶴見区	大黒町 39番 1	法	形変区域	指-243	－	不明	
鶴見区	大黒町 43番13、43番14、43番15及び43番19の各一部並びに43番21及び43番22の各全部	法	形変区域	指-023	－	不明	
鶴見区	大黒町 43番14、43番15の各一部	法	形変区域	指-053	一部解除	不明	
鶴見区	大黒町 43番19の一部	法	形変区域	指-033	－	不明	
鶴見区	大黒町 43番5、43番20、46番2	法	形変区域	指-039	－	不明	
鶴見区	大黒町 43番 7	法	形変区域	指-251	－	不明	埋立地管理区域
鶴見区	鶴見中央三丁目 1,290番2の一部	法	形変区域	指-047	－	あり	
鶴見区	鶴見中央三丁目 1,336番 5 の一部	法	形変区域	指-148	－	不明	
鶴見区	鶴見中央三丁目 1397番 3 の一部	法	形変区域	指-203	全部解除	－	
鶴見区	生麦一丁目 133番44の一部	法	形変区域	指-052	－	なし	
鶴見区	生麦一丁目 17番18、17番47の一部、17番52の一部、17番53の一部、17番54の一部、17番55の一部、17番56の一部、17番57の一部及び17番59の一部	法	形変区域	指-048	－	あり	
鶴見区	生麦一丁目 2036番32、2036番43、2036番44及び2036番53の各一部（鶴見区・神奈川区と跨る）	法	形変区域	指-204	一部解除	不明	埋立地管理区域
鶴見区	生麦二丁目 2,036番101、2,036番102、2,036番103の各一部	法	形変区域	指-037	－	あり	
鶴見区	生麦二丁目 2,036番125の一部	法	形変区域	指-044	－	不明	
鶴見区	生麦二丁目 2,036番20	法	形変区域	指-065	－	あり	
鶴見区	生麦二丁目 2,036番21、2,036番46、2,036番49、2,036番124、2,036番145、2,036番151、2,036番153、2,036番155、2,036番157及び2,036番165	法	形変区域	指-075	－	あり	
鶴見区	生麦二丁目 2,036番50の一部	条例	形変区域	条指-047	一部解除	不明	
鶴見区	馬場三丁目 1103番の 3 の一部	条例	形変区域	条指-070	－	あり	
鶴見区	東寺尾三丁目 578番 4 及び579番2	法	形変区域	指-151	－	なし	
鶴見区	平安町 2 丁目 29番 1、2、3 の各一部	条例	形変区域	条指-007	一部解除	あり	
鶴見区	平安町 2 丁目 29番 1、29番 2、29番 3、29番4、29番 5、29番 6、朝日町 2 丁目102番 3 の各一部	法	形変区域	指-056	一部解除	あり	
鶴見区	弁天町 2番	法	形変区域	指-189	一部解除	あり	弁天町2番1、2番2、2番3及び2番8は弁天町2番に合筆
鶴見区	本町通 1 丁目 20番2、21番、22番1及び22番2の各一部並びに22番5	条例	形変区域	条指-057	全部解除	－	
鶴見区	元宮一丁目 640番の一部	法	形変区域	指-019	一部解除	あり	HPで記者発表資料公表
鶴見区	元宮一丁目 727番、727番 3、733番 1 の各一部	法	形変区域	指-196	一部解除	あり	
鶴見区	元宮二丁目 1,827番 1、1,828番 1 の各一部	条例	形変区域	条指-027	－	あり	
鶴見区	矢向一丁目 1,111番 1、1,122番 1、1,123番 2 の各一部、813番 2、813番 3、813番 4、813番 7	法	形変区域	指-147	－	不明	
鶴見区	矢向一丁目 1,154番2、1,155番1、1,156番1、1,156番 2、1,156番3、1,158番1、1,158番2、1,158番4、1,161番3、1,161番8及び1,161番9の各一部	法	形変区域	指-028	全部解除	－	
鶴見区	矢向一丁目 1,167番 1 の一部、1,167番3、1,167番4、1,167番5の一部、1,167番6の一部、1,167番7の一部、1,167番8の一部、1,167番9、1,167番10、1,167番11、1,167番12、1,167番13、1,167番14、1,167番15	法	形変区域	指-038	一部解除	あり	
鶴見区	矢向五丁目 719番及び720番の各一部	法	指定区域	指-007	全部解除	－	
神奈川区	出田町 1 番 6 の一部	法	形変区域	指-097	全部解除	－	
神奈川区	入江二丁目 4番34の一部	法	形変区域	指-012	一部解除	あり	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
神奈川区	入江二丁目 5 番 4、5 番 5、5 番 6、5 番 7、5 番 8、5 番 9、5 番10、5 番11、5 番14、5 番15、5 番 20、5 番21の各一部	法	形変区域	指-163	－	あり	
神奈川区	恵比須町 1番1、1番9及び1番14の各一部	法	形変区域	指-020	一部解除	あり	
神奈川区	恵比須町 2 番 1、2 番11、2 番12、2 番15、3 番 1、3 番 6、3 番10、8 番 1、8 番 3 及び 8 番 9 の各一部	法	形変区域	指-177	一部解除	あり	
神奈川区	恵比須町 2 番10、2 番14の各一部	法	形変区域	指-107	－	あり	
神奈川区	恵比須町 2 番 2、2 番 4 及び 3 番10の各一部	法	形変区域	指-105	－	あり	
神奈川区	恵比須町 5 番13の一部	法	形変区域	指-108	－	不明	
神奈川区	恵比須町 8 番 1、8 番 3 の各一部	条例	形変区域	条指-029	全部解除	－	指-177へ移行
神奈川区	恵比須町 8 番 3 の一部	条例	形変区域	条指-030	－	あり	
神奈川区	恵比須町 8 番 5	法	形変区域	指-258	－	あり	
神奈川区	大野町 1番4及び1番24の各一部	法	形変区域	指-099	一部解除	不明	
神奈川区	栗田谷 21番 6、21番 8、21番21及び22番 2 の各一部	法	形変区域	指-227	一部解除	あり	
神奈川区	栄町 88番、88番 2、88番 3、88番 4 及び89番36の各一部	条例	形変区域	条指-023	全部解除	－	
神奈川区	新浦島町 2 丁目 1 番17の一部	法	形変区域	指-245	－	不明	
神奈川区	新子安一丁目 24番 3、24番 4 の各一部	法	形変区域	指-158	全部解除	－	
神奈川区	宝町 2 番の一部	法	形変区域	指-255	－	不明	
神奈川区	千若町 1 丁目 3 番 1 の一部	法	形変区域	指-149	全部解除	－	
神奈川区	西寺尾二丁目 1,270番、1,271番 2、1,278番 2、1,279 番 2 の各一部	条例	形変区域	条指-053	全部解除	－	
神奈川区	羽沢町 字松原1,130 番 2 の一部	法	形変区域	指-207	一部解除	あり	
神奈川区	守屋町3丁目 11番、12番、12番3、12番4、12番5及び9 番39の各一部	法	形変区域	指-024	一部解除	あり	
神奈川区	守屋町3丁目 13番、13番15、13番16の各一部	法	形変区域	指-054	一部解除	あり	
神奈川区	守屋町3丁目 13番 1、13番17、14番 6、14番 9	法	形変区域	指-187	－	あり	
神奈川区	守屋町3丁目 13番18、13番19の各一部	法	形変区域	指-131	－	あり	
神奈川区	守屋町3丁目 13番6及び13番8の各一部	法	形変区域	指-021	一部解除	あり	
神奈川区	守屋町 3 丁目 9 番38の一部	条例	形変区域	条指-066	－	なし	
神奈川区	守屋町 3 丁目 9 番 6 の一部	法	形変区域	指-221	－	不明	
神奈川区	守屋町 4 丁目 18番 1 の一部（鶴見区・神奈川区と跨る）	法	形変区域	指-204	一部解除	不明	埋立地管理区域
神奈川区	六角橋五丁目 539番の一部	法	要措置区域	指-014	全部解除	－	飲用井戸が非該当（指-046へ移行）
神奈川区	六角橋五丁目 539番の一部	法	形変区域	指-046	－	あり	旧法指定区域の指定（H21.12.4） 要措置区域の指定（H22.4.23） 要措置区域の解除（H24.4.5）
西区	岡野二丁目 10番 5、10番 6、10番 7、10番 8、10番 9、10番17の各一部	法	形変区域	指-146	一部解除	なし	
西区	北幸二丁目 11番2の一部、11番3の一部、11番4、11番 5の一部	法	形変区域	指-080	全部解除	－	
西区	桜木町 6 丁目 31番 1 の一部	条例	形変区域	条指-024	全部解除	－	
西区	高島一丁目 2 番52の一部	法	形変区域	指-064	全部解除	－	
西区	高島一丁目 2 番82の一部	法	形変区域	指-069	全部解除	－	
西区	高島一丁目 2 番92の一部	法	形変区域	指-152	全部解除	－	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
西区	西平沼町 15番1の一部	法	形変区域	指-025	－	不明	
西区	浜松町 32番、44番 1 及び44番 2 の各一部	条例	形変区域	条指-055	全部解除	あり	
西区	みなとみらい三丁目 3 番 1、3 番 2 及び3 番 4 の各一部	法	要措置区域	指-168	全部解除	－	
西区	みなとみらい三丁目 3 番 1、3 番 2 及び3 番 4 の各一部	法	形変区域	指-169	一部解除	あり	
西区	みなとみらい三丁目 5番1の一部	法	形変区域	指-034	－	不明	
西区	みなとみらい四丁目 2 番 1 及び2 番 4 の各一部	法	形変区域	指-136	－	あり	
西区	みなとみらい四丁目 3 番 2 の一部	法	形変区域	指-134	－	あり	
西区	みなとみらい四丁目 3 番 2 及び3 番11の各一部	法	形変区域	指-120	全部解除	－	
西区	みなとみらい四丁目 4 番11の一部	法	形変区域	指-084	－	なし	
西区	みなとみらい四丁目 5 番 1、5 番 2 及び5 番 5 の各一部	法	形変区域	指-113	一部解除	あり	
西区	みなとみらい五丁目 1 番 1、1 番 4、1 番 5、1 番 11、1 番12、1 番13及び1 番14の各一部	法	形変区域	指-157	全部解除	－	
西区	みなとみらい五丁目 1 番17及び1番18の各一部	法	形変区域	指-118	全部解除	－	
西区	みなとみらい五丁目 1 番3、1 番33及び1番34の各一部	法	形変区域	指-159	－	不明	
西区	みなとみらい六丁目 2 番 9 の一部	法	形変区域	指-129	全部解除	－	
中区	翁町 2 丁目 9 番10の一部	法	形変区域	指-103	一部解除	不明	
中区	海岸通 5 丁目 25番 1 の一部	法	形変区域	指-224	－	あり	
中区	海岸通 5 丁目 25番 3 の一部	法	形変区域	指-124	全部解除	－	
中区	北仲通 2 丁目 15番及び17番 3 の各一部並びに16番	法	形変区域	指-247	－	不明	
中区	北仲通 6 丁目 103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、115番、116番、120番、121番、122番、123番、125番及び126番の各一部	法	形変区域	指-217	一部解除	なし	
中区	新山下三丁目 6 番11、6 番14、6 番15、6 番22及び6 番24の各一部	法	形変区域	指-183	－	あり	
中区	末吉町 2 丁目 32番及び33番の各一部	条例	形変区域	条指-037	全部解除	－	
中区	千鳥町 3 番 1、7 番、豊浦町 1 番、磯子区鳳町 5 番 1 の各一部（中区・磯子区に跨る）	条例	形変区域	条指-022	－	あり	
中区	千鳥町 8 番の一部	法	形変区域	指-222	－	不明	埋立地管理区域
中区	寺久保、簗沢、根岸台及び山元町 4 丁目地内（中区・南区・磯子区に跨る）	法	形変区域	指-215	一部解除	不明	南区、磯子区内は解除済み
中区	豊浦町 2 番 3 の一部	法	形変区域	指-070	一部解除	なし	
中区	豊浦町 3 番の一部	法	形変区域	指-172	－	あり	埋立地管理区域
中区	錦町 12 番 1、41 番 1 の各一部	条例	形変区域	条指-054	－	あり	条例埋立地管理区域
中区	錦町 12番 1 の一部	法	形変区域	指-195	－	なし	
中区	錦町 38番 5 の一部	法	形変区域	指-073	一部解除	あり	
中区	錦町 38番の 8 及び38番の 9 の各一部	法	形変区域	指-256	－	不明	埋立地管理区域
中区	日ノ出町1丁目 50番1、50番2、50番3、50番4、50番 5、50番6、50番7、51番1、51番2、51番3、52番1、52番2、53、53番2、59番8及び59番9の各一部並びに53番2に接する無番地の一部	法	形変区域	指-049	全部解除	－	
中区	不老町 2 丁目 7 番の一部	法	形変区域	指-104	－	不明	
中区	本町 6 丁目 61番1、63番及び67番1の各一部	法	形変区域	指-095	一部解除	不明	
中区	山手町 277番の一部	法	形変区域	指-216	－	不明	
中区	山手町 99番 4、99番 7、99番 8 の各一部	法	形変区域	指-179	全部解除	－	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
南区	浦舟町 3 丁目 44 番 4 及び 45 番 3 の各一部並びに 45 番 4	法	形変区域	指-089	－	不明	
南区	浦舟町 5 丁目 77 番 3、77 番 4 の各一部	法	形変区域	指-178	－	なし	
南区	弘明寺町 字山下 267 番 1 の一部	法	形変区域	指-213	－	なし	
南区	山谷 地内（中区・南区・磯子区に跨る）	法	形変区域	指-215	一部解除	不明	南区、磯子区内は解除済み
南区	中村町 1 丁目 4 番 1 の一部	法	指定区域	指-001	全部解除	－	
南区	西中町 1 丁目 23 番 3 及び 23 番 4 の各一部	条例	指定区域	条指-071	－	対象外	
南区	花之木町 3 丁目 48 番 1 の一部	法	形変区域	指-122	全部解除	－	
南区	二葉町 4 丁目 39 番 3	条例	形変区域	条指-061	－	なし	
港南区	港南台 八丁目 4 番 2 の一部	法	形変区域	指-175	－	なし	
港南区	港南中央通 2,036 番 6	法	形変区域	指-085	－	あり	
旭区	今宿西町 378 番 1 の一部	条例	形変区域	条指-019	全部解除	－	
旭区	上川井町 3350 番、3352 番、3353 番、3437 番 1、3447 番、3488 番、3498 番、3509 番 1 及び 3509 番 2 の各一部並びに 瀬谷町 5645 番、5646 番、5654 番、6126 番、7178 番、7449 番 1、7449 番 2、7449 番 5、7611 番、7613 番 2、7614 番、7624 番、7625 番、7627 番、7628 番、7648 番、7649 番 1、7656 番 1、7657 番、7658 番、7659 番、7661 番、7662 番、7663 番、7665 番 2、7666 番、7745 番 及び 無番地の各一部（旭区・瀬谷区に跨る）	法	形変区域	指-197	一部解除	不明	旭区内は一部解除なし、瀬谷区内は一部解除あり
旭区	上川井町 字大貫谷 578 番 4 の一部	法	形変区域	指-067	全部解除	－	
旭区	川井本町 74 番 6、74 番 7	法	形変区域	指-161	一部解除	あり	
旭区	川井本町 75 番 6、75 番 7、75 番 6 地先の各一部	法	形変区域	指-206	－	なし	
旭区	善部町 89 番 8 の一部	法	形変区域	指-253	－	不明	
旭区	中尾一丁目 52 番 2 の一部	法	形変区域	指-005	－	なし	
旭区	中尾二丁目 75 番 5 の一部	法	形変区域	指-181	－	なし	
旭区	中沢一丁目 44 番 8 の一部	法	形変区域	指-211	－	あり	
旭区	南本宿町 129 番 2 の一部	法	形変区域	指-043	－	対象外	
保土ケ谷区	岡沢町 55 番 7、56 番、62 番 3 の各一部	法	形変区域	指-208	全部解除	－	
保土ケ谷区	釜台町 63 番 7	法	形変区域	指-164	全部解除	－	
保土ケ谷区	上星川三丁目 332 番 2 の一部	法	形変区域	指-165	全部解除	－	
保土ケ谷区	狩場町 295 番 2 の一部	法	形変区域	指-235	－	不明	
保土ケ谷区	川島町 522 番 3 の一部、仏向西の一部	法	形変区域	指-210	一部解除	なし	
保土ケ谷区	川辺町 2 番 5 の一部	法	形変区域	指-027	全部解除	－	
保土ケ谷区	神戸町 129 番 5 及び 129 番 6 並びに 桜ヶ丘一丁目 11 番 118、11 番 119 及び 11 番 120 の各一部	法	形変区域	指-229	－	なし	
保土ケ谷区	神戸町 129 番 6 の一部	法	形変区域	指-212	－	あり	
保土ケ谷区	神戸町 140 番 5 の一部	法	形変区域	指-140	－	なし	
保土ケ谷区	桜ヶ丘二丁目 399 番 1 の一部	法	指定区域	指-002	全部解除	－	
保土ケ谷区	新桜ヶ丘二丁目 174 番 2 の一部、141 番の一部	法	指定区域	指-004	全部解除	－	
磯子区	鳳町 5 番 1、中区千鳥町 3 番 1、7 番、豊浦町 1 番の各一部（中区・磯子区に跨る）	条例	形変区域	条指-022	－	あり	
磯子区	岡村四丁目 650 番 1、650 番 1 の地先の各一部	法	形変区域	指-184	全部解除	－	
磯子区	上町 地内（中区・南区・磯子区に跨る）	法	形変区域	指-215	一部解除	不明	南区、磯子区内は解除済み
磯子区	新磯子町 27 番 14 の一部	法	形変区域	指-242	一部解除	あり	
磯子区	新磯子町 30 番 2、34 番 及び 30 番 3 の各一部	法	形変区域	指-041	－	あり	
磯子区	新磯子町 34 番、30 番 2 の各一部	条例	形変区域	条指-016	－	あり	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
磯子区	新杉田町 8 番 1 の一部	法	形変区域	指-162	一部解除	あり	
磯子区	新杉田町 8 番 1 の一部	条例	形変区域	条指-050	－	不明	
磯子区	新中原町 1 番 1 の一部	法	形変区域	指-130	一部解除	なし	
磯子区	新中原町 1 番 1 の一部	条例	形変区域	条指-032	－	あり	
磯子区	新森町 1 番 1、2 番 1、新磯子町33番 1 の各一部	法	形変区域	指-191	－	不明	
磯子区	新森町 1 番 1、磯子町33番 1 の各一部	条例	形変区域	条指-041	－	あり	
磯子区	杉田五丁目 2,213番 2 の一部	法	形変区域	指-082	全部解除	－	
磯子区	滝頭一丁目 及び丸山一丁目地内	法	形変区域	指-109	－	なし	
磯子区	中原一丁目 2,021番2の各一部	条例	形変区域	条指-006	全部解除	－	
磯子区	中原一丁目 2,021番2及び2,022番5の各一部	条例	要措置区域	条指-005	全部解除	－	
磯子区	西町 285番12の一部	条例	形変区域	条指-015	全部解除	－	
磯子区	丸山一丁目 459番 2 の一部	法	形変区域	指-142	－	あり	
金沢区	大川 12番31の一部	法	形変区域	指-193	－	なし	
金沢区	大川 13番 7、瀬戸4,621番 7、瀬戸4,621番 8 の各一部	法	形変区域	指-174	－	なし	
金沢区	幸浦一丁目 8番1、8番3、8番4、8番5、8番7及び8番9 の各一部	法	形変区域	指-167	－	不明	
金沢区	幸浦二丁目 12番 3 の一部	法	形変区域	指-220	－	あり	
金沢区	柴町 及び長浜地内	法	形変区域	指-092	一部解除	あり	
金沢区	昭和町 3,175番1の一部	条例	形変区域	条指-009	一部解除	なし	
金沢区	昭和町 3,175番21の一部	条例	形変区域	条指-065	一部解除	なし	
金沢区	昭和町 3173番27、3173番41、3173番52、3174番 2、3174番 4、3175番 4 の各一部	法	形変区域	指-185	一部解除	あり	
金沢区	泥亀二丁目 85番 3 の一部	法	形変区域	指-233	－	あり	
金沢区	富岡東二丁目 2,172番 3 の一部	法	形変区域	指-114	－	不明	
金沢区	富岡東二丁目 2,555番135、2,555番204	法	形変区域	指-139	－	不明	
金沢区	富岡東二丁目 2,555番5、2,555番49、2,555番161の各一部	法	形変区域	指-040	一部解除	あり	
金沢区	鳥浜町 12番 2 の一部	法	形変区域	指-135	－	不明	
金沢区	鳥浜町 1 番 1、1 番19の各一部	法	形変区域	指-126	－	あり	
金沢区	福浦一丁目 13番 2 の一部	法	形変区域	指-123	－	あり	
金沢区	福浦一丁目 13番 3 の一部	法	形変区域	指-017	全部解除	－	
金沢区	福浦二丁目 7 番31の一部	法	形変区域	指-119	－	なし	
金沢区	六浦一丁目 4,033番 1、4,033番138	法	形変区域	指-155	－	なし	
金沢区	六浦東一丁目 359番1、359番10、427番2の各一部	法	形変区域	指-101	一部解除	なし	
港北区	大倉山五丁目 1,227番、1,228番、1,229番、1,230番、1,231番、1,257番、1,258番、1,259番、1,260番1、1,262番及び1,263番2の各一部	法	形変区域	指-032	－	あり	
港北区	大倉山五丁目 1,322番の一部	法	形変区域	指-110	全部解除	－	
港北区	大倉山七丁目 1,813番、1,819番、1,847番、1,847番 2、1,849番 1、1,849番 2 の各一部	条例	形変区域	条指-052	－	対象外	
港北区	菊名七丁目 864番 1、865番 1、884番 3、884番 4、890番 1 の各一部	条例	形変区域	条指-025	－	なし	
港北区	小机町 3,252番外、鳥山町1,725番4の一部 外	法	形変区域	指-036	－	なし	
港北区	新横浜三丁目 12番 2 及び12番 3 の各一部	法	形変区域	指-094	－	あり	
港北区	新吉田町 字神隠6,061番1の一部	法	形変区域	指-011	－	なし	
港北区	新吉田東三丁目 772番、773番 2 の各一部	法	形変区域	指-031	全部解除	－	
港北区	新吉田東三丁目 806番の一部	条例	形変区域	条指-011	－	あり	
港北区	新吉田東三丁目 807番及び808番 1 の各一部	条例	形変区域	条指-026	全部解除	－	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
港北区	新吉田東八丁目 2,880番 6、2,880番 7、2,950番 1、2,950番 2 の各一部	法	形変区域	指-171	全部解除	－	
港北区	新吉田東八丁目 2880番 6、2880番 7、2950番 1、2950番 2 の各一部	条例	形変区域	条指-043	全部解除	－	指-171へ移行
港北区	高田西一丁目 569番 1	法	形変区域	指-061	－	あり	
港北区	高田西一丁目 704番 6、704番 3 の一部、704番 4 の一部、704番 5 の一部及び704番 7 の一部	法	形変区域	指-013	全部解除	－	
港北区	樽町二丁目 450番 1、450番 6、515番 4、520番 1 及び524番 4 の各一部	法	形変区域	指-072	全部解除	－	
港北区	樽町四丁目 905番及び906番の各一部	条例	形変区域	条指-069	－	あり	
港北区	綱島東四丁目 880番 1 の一部	法	要措置区域	指-029	全部解除	－	飲用井戸が非該当（指-030へ移行）
港北区	綱島東四丁目 880番1の一部	法	形変区域	指-030	全部解除	－	
港北区	綱島東五丁目 1,203番、1,206番の各一部	法	形変区域	指-173	全部解除	－	
港北区	仲手原二丁目 587番 2 の一部	条例	形変区域	条指-021	全部解除	－	
港北区	新羽町 字久保ノ谷2,269番2、2,270番6及び2,600番8の各全部並びに2,269番3及び2,270番3の各一部	法	形変区域	指-010	全部解除	－	
港北区	新羽町 字長島178番の一部	法	形変区域	指-223	全部解除	なし	
港北区	新羽町 字北耕地1756番の一部	法	形変区域	指-199	全部解除	－	
港北区	新羽町 字北耕地2,079番 1 及び2,080番の各一部	法	形変区域	指-062	－	なし	
港北区	大豆戸町 字桜田280番 1 の一部	法	形変区域	指-236	－	なし	
港北区	大豆戸町 字塚田468番	法	形変区域	指-102	全部解除	－	
港北区	箕輪町二丁目 707番16の一部	法	形変区域	指-143	全部解除	－	
港北区	箕輪町二丁目 798番、799番、800番及び801番の各一部	法	形変区域	指-132	全部解除	－	
港北区	師岡町 字沼上耕地800番 1、800番 6、800番 9、800番11、800番13、800番14、821番 2、821番 3、821番 4、821番 5、821番 9、821番10、821番11、821番 12、821番13、821番17、821番18、821番19、821番 20の各一部	条例	形変区域	条指-039	全部解除	あり	
港北区	師岡町 字沼上耕地800番21、760番 4、800番 7、師岡町731番12の各一部	法	形変区域	指-153	一部解除	あり	指-209を統合
港北区	師岡町 字沼上耕地821番26の一部	条例	形変区域	条指-040	一部解除	不明	
港北区	師岡町 字仲ヶ谷戸486番 1 の一部	条例	形変区域	条指-033	全部解除	－	
港北区	師岡町 字表谷戸908番3の一部	条例	形変区域	条指-002	全部解除	－	
緑区	青砥町 字柳町353番 2、393番 2 及び394番 1 の各一部	法	形変区域	指-058	全部解除	－	
緑区	上山一丁目 82番 3、1,375番 3 の各一部	条例	形変区域	条指-044	一部解除	あり	
緑区	北八朔町 135番1、156番1、157番及び164番の各一部	法	形変区域	指-009	全部解除	－	
緑区	長津田町 字馬ノ背4259番 1 の一部	法	形変区域	指-254	－	なし	
緑区	中山二丁目（筆界未定1,246番 1、1,246番 2、1,247番 1、1,248番 1、1,248番 2、1,249番、1,250番、1,251番 2、1,251番 3）及び1,202番 3 の各一部	条例	形変区域	条指-051	－	対象外	
緑区	中山三丁目 500番 1、500番 9、500番10、500番11、500番18、500番20、500番21及び500番24の各一部	法	形変区域	指-248	－	なし	
緑区	新治町 字長町 6 番 3 及び三保町字宮根2081番 1 の各一部	法	形変区域	指-244	全部解除	なし	
緑区	三保町 2,076番 3 の一部	法	形変区域	指-238	－	なし	
緑区	三保町 字天神前2,011番 9 の一部	条例	形変区域	条指-038	－	なし	
青葉区	あざみ野一丁目 32番 8、32番13	条例	形変区域	条指-068	－	不明	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
青葉区	市ヶ尾町 1 番 1 及び字下耕地325番 1 の一部	条例	形変区域	条指-048	－	なし	
青葉区	美しが丘四丁目 8 番15	条例	形変区域	条指-028	全部解除	－	
青葉区	荏田西一丁目 3 番 1 及び 3 番 2 の各一部	法	形変区域	指-219	－	不明	
青葉区	大場町 290番11の一部	法	形変区域	指-232	全部解除	－	
青葉区	恩田町 字堀之内前641番 1 の一部	法	形変区域	指-250	全部解除	なし	
青葉区	鴨志田町 字上谷戸1,052番及び1,065番の各一部並びに 字明下入1,079番 1、1,079番 2 及び1,079番 3 の各一部	条例	形変区域	条指-049	－	不明	
青葉区	鴨志田町 字明下入1080番 1 及び1092番 1 の各一部	法	形変区域	指-182	一部解除	なし	
青葉区	しらとり台 35番17の一部	法	形変区域	指-246	－	あり	
青葉区	田奈町 77番96の一部	条例	形変区域	条指-056	全部解除	－	
都筑区	池辺町 4,758番 6 及び字柳戸4,779番 1 の各一部	法	形変区域	指-239	全部解除	対象外	
都筑区	池辺町 字中里前3,865番の一部	法	要措置区域	指-015	全部解除	－	
都筑区	池辺町 字藪前3,914番 3、3,905番 3 の各一部	法	形変区域	指-194	全部解除	－	
都筑区	池辺町 字藪前4,035番13の一部	法	形変区域	指-137	全部解除	－	
都筑区	川向町 字南耕地630番 1 及び632番 1 の各一部	法	形変区域	指-050	全部解除	－	
都筑区	川和町 1,523番 3 及び1,523番12の各一部	法	形変区域	指-071	全部解除	－	
都筑区	川和町 字下河内堤外44番18及び44番19の各一部並び に字下河内50番1、50番2及び53番の各一部	法	形変区域	指-231	全部解除	－	
都筑区	川和町 字桜田町279番、280番、281番、281番 2、282 番、283番、284番の各一部	法	形変区域	指-190	全部解除	－	
都筑区	川和町 字城古場654番 1 の一部	法	形変区域	指-176	全部解除	－	
都筑区	川和町 字新田259番2の一部	法	形変区域	指-018	全部解除	－	
都筑区	川和町 字土腐839番 4 の一部	法	形変区域	指-106	全部解除	－	
都筑区	川和町 字土腐根107番、108番及び109番1の一部	条例	形変区域	条指-003	全部解除	－	
都筑区	佐江戸町 字宮田770番1の一部	法	形変区域	指-060	全部解除	－	
都筑区	佐江戸町 字宮田770番2の一部	法	形変区域	指-081	全部解除	－	
都筑区	佐江戸町 字落合25番の 1、25番の 3、26番の 1、58 番 1 及び59番 1 の各一部	条例	形変区域	条指-062	－	不明	
都筑区	東方町 字渴水沼道上 1 番 1 及び90番の各一部	法	形変区域	指-051	全部解除	－	
都筑区	平台 11番 5 の一部	条例	形変区域	条指-059	－	あり	
泉区	和泉町 3,317番の一部、3,320番 1 の一部、3,321番 1 の 一部	法	指定区域	指-003	全部解除	－	
泉区	和泉町 の一部（別図のとおり）	法	形変区域	指-141	－	なし	
泉区	岡津町 字竹ノ鼻1,469番 3	法	形変区域	指-112	－	なし	
泉区	下飯田町 字林847及び857-1の各一部、857-12並びに 857-14の一部	法	要措置区域	指-026	－	－	HPに記者発表資料掲載
泉区	新橋町 1,511番イの1の一部 外	法	形変区域	指-045	－	不明	
泉区	中田町 字宮ノ台3,458番の一部	法	形変区域	指-016	全部解除	－	
栄区	笠間二丁目 1,000番 1 の一部	法	形変区域	指-198	全部解除	－	
栄区	笠間二丁目 1000番 1 の一部	法	形変区域	指-249	一部解除	なし	
栄区	笠間五丁目 190番1の一部	法	要措置区域	指-076	全部解除	－	
栄区	桂町 字平島136番19に隣接する筆界未定（136番 6、 7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17及び 18）の各一部	法	形変区域	指-166	－	なし	
栄区	金井町 字守屋 1 番、字亀ノ甲山655番、字島畑527番 1、字柳町427番 1、田谷町字亀ノ甲山87番 1、87番 3、87番 4 の各一部	法	形変区域	指-154	一部解除	あり	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
栄区	金井町 字守屋1番、田谷町字亀ノ甲山2番、39番、87番3及び87番4の各一部	条例	形変区域	条指-017	－	不明	
栄区	田谷町 87番1及び87番2の各一部	条例	形変区域	条指-010	全部解除	－	
戸塚区	秋葉町 （筆界未定495及び487番1）の一部	法	形変区域	指-057	全部解除	－	
戸塚区	秋葉町 字稻荷下440番1、字廣町444番2、字神楽畑474番1の各一部	法	形変区域	指-188	全部解除	－	
戸塚区	秋葉町 字寺之下84番1の一部	法	形変区域	指-150	全部解除	－	
戸塚区	秋葉町 字廣町444番1の一部	法	形変区域	指-086	全部解除	－	
戸塚区	柏尾町 字大善寺前427番1、428番1、1475番13、字広町429番6、字尾崎台439番1の各一部	法	形変区域	指-237	－	あり	
戸塚区	柏尾町 字土婦100番1、字中土婦201番1の各一部	法	形変区域	指-087	全部解除	－	
戸塚区	柏尾町 字土婦100番1及び字中土婦201番1の各一部	法	形変区域	指-240	全部解除	なし	
戸塚区	柏尾町 字尾崎下453番1、560番2、字宮下545番、560番、560番3の各一部	法	形変区域	指-205	－	不明	
戸塚区	上矢部町 字榎橋1,893番2の一部	条例	形変区域	条指-008	－	あり	
戸塚区	上矢部町 字金堀塚2,416番2の一部	法	形変区域	指-066	－	あり	HPで地下水調査結果公表
戸塚区	上矢部町 字大ノ下585番1及び606番の各一部	法	形変区域	指-257	－	なし	
戸塚区	汲沢町 字小無行219番3の一部	法	形変区域	指-145	一部解除	なし	
戸塚区	汲沢町 字小無行219番の3の一部	法	要措置区域	指-144	全部解除	－	
戸塚区	下倉田町 字下耕地34番5、34番10及び49番5の各一部	法	形変区域	指-008	－	なし	
戸塚区	戸塚町 5,027番2、5,063番1、5,080番、5,081番2、5,109番3、5,111番2、5,124番1、5,124番2、5,125番・5,126番1合併、5,125番4、5,125番5及び5,127番3の各一部	法	形変区域	指-055	全部解除	－	
戸塚区	戸塚町 775番1の一部	法	形変区域	指-078	全部解除	－	
戸塚区	戸塚町 字五ノ区393番2の一部	法	形変区域	指-098	全部解除	－	
戸塚区	戸塚町 字三ノ区216番1及び上倉田町字堀内前79番1の各一部	法	形変区域	指-170	全部解除	あり	
戸塚区	戸塚町 字三ノ区216番の1並びに字四ノ区299番の1及び335番の1並びに上倉田町字昇進松6番、12番の2、12番の3、39番の2、39番の3、39番の4、43番の2、43番の3、43番の4、44番の2、44番の3、47番、47番の2、47番の3、61番及び69番並びに字堀内前81番、101番、101番の2、170番の3、170番の4、171番の1、171番の2、171番の3、190番の2及び190番の3の各一部	法	形変区域	指-111	全部解除	－	
戸塚区	戸塚町 字七ノ区775番1の一部	法	形変区域	指-180	全部解除	－	
戸塚区	戸塚町 字二十一ノ区5016番1、5016番5、5027番2、5027番11、5061番2、5063番1、5092番2、5109番3、5109番10及び5111番2の各一部並びに5016番6及び5016番8	条例	形変区域	条指-063	全部解除	－	指-234へ移行
戸塚区	戸塚町 字二十一ノ区5016番1の一部	法	形変区域	指-234	－	あり	
戸塚区	戸塚町 字六ノ区934番1、934番9及び943番1の各一部	法	形変区域	指-252	全部解除	なし	
戸塚区	名瀬町 字内久祢344番1の一部	条例	形変区域	条指-004	全部解除	－	
戸塚区	名瀬町 字内久祢344番1の一部	条例	形変区域	条指-031	全部解除	－	
戸塚区	名瀬町 字内久祢344番1の一部	条例	形変区域	条指-060	全部解除	なし	
戸塚区	原宿四丁目 1,051番2の一部	法	要措置区域	指-059	全部解除	－	

汚染された区域に指定された土地

区名	所在地（地番）	根拠	種別	指定番号	状況	地下水汚染	備考
戸塚区	東俣野町（筆界未定1,759番、1,760番、1,761番、1,762番、1,763番、1,764番、1,765番、1,766番、1,767番、1,768番、1,769番、1,770番、1,771番、1,772番、1,773番及び1,774番）の一部	法	要措置区域	指-115	一部解除	－	
戸塚区	東俣野町（筆界未定1,759番、1,760番、1,761番、1,762番、1,763番、1,764番、1,765番、1,766番、1,767番、1,768番、1,769番、1,770番、1,771番、1,772番、1,773番及び1,774番）の一部	法	形変区域	指-116	全部解除	なし	
戸塚区	深谷町 字西之脇1,051番1、1,200番1、字笹山1,210番、1,211番1、1,211番3、1,219番1、1,326番1、1,326番3、1,326番4、1,326番5の各一部	法	形変区域	指-074	全部解除	－	
戸塚区	舞岡町 字杉ヶ崎184番 1 の一部	法	形変区域	指-093	全部解除	－	
戸塚区	舞岡町 字杉ヶ崎184番 1 の一部	条例	形変区域	条指-012	全部解除	－	指-093へ移行
戸塚区	前田町 字阿らす100番 2 及び字そうじ前140番 1 の各一部	法	形変区域	指-226	全部解除	なし	
戸塚区	前田町 字原田36番 3 の一部	法	形変区域	指-192	－	なし	
戸塚区	矢部町 字池田425番 1、425 番 4、429番 1、429番 2、436番 1、436番 4 及び466番 1 並びに上矢部町字池田2595番 1、2605番及び2614番 1 の各一部	法	形変区域	指-121	全部解除	－	
戸塚区	吉田町 字下の町180番 1、字鞠田221番 2、字土腐252番 1、字一町田279番 1、字御嶽前306番、字善正505番 1、字砂田531番 1 字野仲305番 1 の各一部	法	形変区域	指-088	一部解除	なし	
瀬谷区	瀬谷四丁目 4 番 7 及び 4 番 7 に隣接する筆界未定（2,449番 2、2,450番 2、2,453番 3、2,467番 2、2,468番 2、2,471番 2 及び無番地）の各一部	法	形変区域	指-160	全部解除	－	
瀬谷区	瀬谷町 5645番、5646番、5654番、6126番、7178番、7449番 1、7449番 2、7449番 5、7611番、7613番 2、7614番、7624番、7625番、7627番、7628番、7648番、7649番 1、7656番 1、7657番、7658番、7659番、7661番、7662番、7663番、7665番 2、7666番、7745番及び無番地の各一部並びに旭区上川井町 3350番、3352番、3353番、3437番 1、3447番、3488番、3498番、3509番 1 及び3509番 2 の各一部（旭区・瀬谷区に跨る）	法	形変区域	指-197	一部解除	不明	旭区内は一部解除なし、瀬谷区内は一部解除あり
瀬谷区	目黒町 16番 1、16番 6、16番 9 及び16番10の各一部	条例	形変区域	条指-064	－	あり	